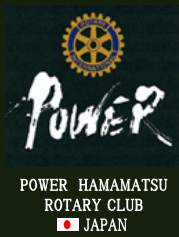


国際ロータリー第2620地区
静岡第5グループ



週報 パワー浜松ロータリークラブ

新しい流れを、知恵を集めて

RI 会長 シェカール・メータ/第 2620 地区ガバナー 小林聡一郎 /会長 高貝 亮 /幹事 山下俊彦
〒430-7733 浜松市中区板屋町 111-2 オークラクトシティホテル浜松内 Tel:053-452-0800
Email:info@power-hamamatsurc.jp http://www.power-hamamatsurc.jp
創立：2002 年 10 月 22 日 認証伝達式：2003 年 4 月 29 日 スポンサークラブ：浜松中 R C



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために



第892回例会5月10日(火)AM7:30~8:30

- 会場：オークラクトシティホテル浜松 3 階 チェルシーの間
- 司会：原田道子 青山素久
- 点鐘：高貝 亮
- 週報：内田勝善
- ロータリーソング：「奉仕の理想」（※音楽のみ）
- ゲスト：米山記念奨学生 陳俊達さん

出席報告/スマイル報告

会員数 74 名 (内出席免除会員 3 名)
出席数 60 名 出席率 83.3%

スマイル提出者氏名掲載
堀内善弘

会長挨拶

先月から弘中惇一郎弁護士の「生涯弁護士」という本を読んでいます。上下巻でボリュームがありゆっくり読み進めているのでまだ最後まで読んでおりません。

弘中さんは刑事弁護士として有名で、かつてはロス疑惑の三浦和義氏とか鈴木宗男事件、近いところでは厚生労働省の村木厚子さん事件、そして最近ではカルロスゴーンの事件まで多くの刑事事件の弁護を手掛けいくつもの事件で無罪を獲得していることで知られています。また刑事事件以外にも芸能人の名誉毀損訴訟や薬害事件などにも携わってこられた方です。

この本を読んで、弘中さんの仕事ぶりを改めて知ることができましたが、丁寧に依頼者の話を聞き、依頼者を信じ、現場に足を運び、権力をおそれず、やるべきことをしっかりやる、そんな仕事ぶりから学ぶところがたくさんありました。

例えばロス疑惑事件の弁護では実際にロスアンゼルス現場まで足を運んでいますし、中森明菜さんのプライバシー侵害事件ではカリブ海のリゾートまで足を運んでいます。弘中さんは、いくつかの薬害訴訟事件の代理人もつとめられていましたが全国の何十人という被害者やその家族から話を聞くのに自宅に泊めてもらってじっくり話を聞くということまでされています。

刑事事件では疑いをかけられて逮捕されると72時間以内に取調べのための勾留をするかどうかが決まされ、10日間もしくは20日間以内の勾留のあと、起訴されると刑事裁判が始まります。マスコミでは容疑者と呼ばれていますが、法律用語では、起訴される前は被疑者、起訴された後は被告人と呼ばれます。

被疑者・被告人が弁護人を自分で選ぶことができない場合に憲法は国が弁護人をつけることを規定しています。いわゆる国選弁護人の制度です。この国選弁護人は、かつては起訴されたあとにしかつけられませんでした。現在では勾留された時点ですべてつけてもらうことができるようになりました。この被疑者に弁護人がつく制度は2006年に一定の重罪事件で始まり、現在では勾留された事件の全件が対象になっています。現在では、更に、逮捕されたらすぐに国選弁護人の援助を受けられるような制度をつくることを検討しています。

来年度はロータリーの会長年度が終わり、ちょっと楽になるかなと思っていましたが、6月から弁護士会の国選弁護本部で新たな役割をいただくことになりました。大変ですが国選弁護の体制整備につとめてまいります。

もし皆さんがあらぬ疑いを掛けられて逮捕されるようなことがあったら、万難を排して駆けつけますので、警察官に弁護士を呼んでください、と申し出て私の名前を出してください。



幹事報告

①レターケースへの配布物

ロータリーの友 5月号・ガバナー月信 5月号 パワー浜松 RC20 周年記念式典の記事掲載有り

②会員手帳 更新時期の件

変更希望を出した方へ、レターケースへ校正原稿が入っています。例会終了までに確認書へ記入の上、事務局へご提出ください。

ハッピーバースデー

坂井光蔵さん、井熊正浩さん、牛田 悟さん、鈴木 亮さん、原田道子さん、松本由紀彦さん

委員会報告

■ゴルフ同好会 鈴木直幸さん 今週土曜日の会費は、当日回収します

6/19 青空例会開催します

■社会奉仕部会 廣瀬隼人さん 5/21 有志で気賀駅の草刈りを予定していますので、よろしくお願ひします

議事

■ 卓話「司法書士目線による予防法務」内田勝善会員（担当：公共イメージ向上委員会）

司法書士の業務は、多岐にわたっています。司法書士目線により、将来発生する法的問題の発生や煩わしさの回避、あるいは法的な紛争が発生してもすみやかに解決できる取り組みについての概要等を、司法書士業務と関連させながら次の通り紹介した。

- 1 司法書士業務
- 2 不動産
- 3 相続
- 4 会社法務
- 5 後見

そもそも司法書士とは？司法書士による予防法務の活動状況は？

不動産（負動産になるか？）問題

所有者不明土地・所在者不明株式（承継の場合要件により特例適用できる）・預貯金

人口減少・高齢化・都市部への人口移動による土地の所有権意識への希薄化

所有者不明の土地が発生している背景として、

- ①相続登記の申請は義務ではなく登記手続きをしなくても不利益を被ることは少ないこと
- ②地方を中心に土地の所有意識の希薄化および土地を利用したいニーズの低下
- ③遺産分割協議をしないまま相続が繰り返され、土地共有者がねずみ算式に増加する

2017年の所有者不明土地問題研究会（一般財団法人国土計画協会）によれば「2016年（平成28年）時点の所有者不明土地面積は、地籍調査を活用した推計で約410万haあり、九州（土地面積：約367万ha）以上に存在する」

㊦公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まないなど土地の利活用を阻害している

㊧土地が管理不全化し、隣接地への悪影響が発生するなどの問題点等がある

その結果、登記の義務化（令和6.4.1より）・・・過料

相続未登記・・・無価値・相続人不存在・相続人が多すぎる・協議不可（不仲・認知症等）・・・令和6年より相続相続又は遺贈による土地の国庫帰属の承認制度（令和5.4.27より）・必ずしも、相続人の希望に応じて、土地を手放すことができるとは限りません

他人同士で共有名義の土地の問題点、その他、被相続人が未婚・再婚・親族と不仲・DINKS（子供がいない）

異父母・相続人や配偶者が外国人・相続人が行方不明・相続人がいない・未婚・再婚・不仲・DINKS（子供がいない）・異父母・成年後見、未成年後見等

遺言は活用するべきだが、遺言をすれば安心ではない。遺言をすることよりも、その遺言の内容が大切。とくに不動産の場合にはせっかくの遺言で名義が変更できない場合があるため注意が必要。

遺言により紛争性が発生する可能性があるが遺留分侵害額請求権を考慮する必要はあるのか？

司法書士などの専門家に遺言執行者を頼む

某金融機関の遺言執行報酬の最低報酬額は1,650,000円（消費税込み）

当事務所は・・・遺言執行者の報酬は裁判所で決めてもらう

最近多い相談

- ① 親族間売買・贈与・財産管理からの売買の必要性の有無の判断
- ② 住宅ローンの見直

- ③ 不動産購入時や新築時の名義人問題・住宅リフォーム資金の支払人
- ④ 入会地や共有不動産の問題点
- ⑤ 農地・・仮登記問題・青地・白地・調整区域だと宅地でも建物が建てなおしができない場合がある
- ⑥ 相続トラブル・・遺言書による金融機関とのトラブル（不必要な書面の要求）・遺言書の記載不備
- ⑦ 両親の住んでいた不動産の管理・仏壇等の管理
- ⑧ 購入不動産の埋蔵物・原野商法・別荘地・不動産の時効取得・敷地内墓地・入会権
- ⑨ 近隣トラブル（私有地道路の共有問題については後述）
- ⑩ 借金問題（住宅ローン・消費者金融・闇金融・銀行信用金庫ローン・自己破産等）
- ⑪ 売掛金回収・契約トラブル（契約を締結したが・・・）・マルチ商法・ネットワークビジネス
- ⑫ 敷金返還・家賃滞納・不動産明渡
- ⑬ 仮想通貨・未公開株トラブル
- ⑭ 犯罪に巻き込まれた
- ⑮ 会社の株券紛失
- ⑯ 所在者不明株式（承継の場合要件により特例適用できる）・預貯金
- ⑰ 会社の承継相談
- ⑱ 民事信託（信託業法・公序良俗違反）
- ⑲ 相続人間の不調和

年間 110 万円までの不動産の贈与が適切な手法なのか？

不動産（負資産）だけでなくその他の資産や自分が置かれている状況をしっかりと把握することが大切！

相続の問題事例・・相続対策と相続税対策の違い

配偶者居住権・・残された配偶者が被相続人の所有する建物（夫婦で共有する建物でもかまいません。）に居住していた場合で、一定の要件を充たすときに、被相続人が亡くなった後も、配偶者が、賃料の負担なくその建物に住み続けることができる権利

会社の法務・・組織・役員の問題、契約書の内容の確認、融資の問題、承継

後見・補佐・補助問題

まとめ

- ・自分のことだけでなく、家族・親戚・従業員等皆さん様々な場合に法的対策が必要
- ・精神的安定には予防法務が一番です
- ・予防法務をするためには、自ら動くことがまず一歩
- ・司法書士には守秘義務がありますので安心して信頼のおける司法書士を探して活用してください

